

義務教育費の財源確保等に関する意見書

義務教育について国が必要な経費を負担する義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、これまで我が国の義務教育制度を財政面から支える重要な役割を担ってきた。

しかしながら、本制度は昭和 60 年以来、国と地方の役割分担、国と地方の財政状況等を踏まえ、制度改革及び歳出抑制の観点から見直されてきており、平成 18 年度からは小中学校の教職員給与費の国庫負担割合が、2 分の 1 から 3 分の 1 へと引き下げられているところである。

また、本年 4 月には、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、30 年ぶりに 40 人学級を見直し、小学校 1 年生の学級編制の標準が 35 人に引き下げられたが、平成 18 年度以降、新たな教職員定数改善計画は策定されておらず、一人ひとりの子どもたちに対応した行き届いた教育を実現するためには、計画の早期策定が望まれるところである。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、義務教育に係る予算について地方財政を圧迫するような負担転嫁とならないよう財源を確保するほか、学級編制基準の見直しや教職員の定数改善等きめ細かな行き届いた教育の実現に向けて特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

地方消費者行政の充実のための国による支援に関する意見書

近年、消費生活の相談内容の複雑化、長期化及び高度化の傾向が生じており、架空請求事案等の相談の件数が減少しているとはいえ、消費に伴う様々な問題には、消費生活相談の件数だけでは捉えきれない厳しい実情がある。

このような中、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金が存在するが、期間限定の支援にとどまっており、相談員の継続的な処遇改善には活用できないなどの状況が見受けられ、交付金の在り方やその執行の在り方を見直すことが求められている。

また、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、消費者の目線に立った行政の実現に向け、地方消費者行政に対する国の役割及び責任が明確にされなければならない。

よって、国におかれては、地方消費者行政の支援のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 全ての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、都道府県と市町村が広域的に連携して相談窓口を設置する方策など地方自治体にとって利用しやすい制度の枠組みを提示すること。
- 3 消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実及び強化を図るため、相談員が専門性に見合った待遇の下で安定して勤務できる制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

財務大臣

消費者及び食品安全担当大臣

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済の先行きについては、海外経済の改善や各種の政策の効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される一方、電力供給の制約、原子力災害及び原油価格上昇の影響等により、景気が下振れするリスクが存在しており、また、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っている。

こうした中、昨年10月には神奈川県地域別最低賃金が引き上げられたところであるが、労働者の非正規化など就業形態が多様化している状況において、最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者賃金の最低額を法律により保証するものであり、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットとして、その重要性は高まっているところである。

よって、国におかれては、平成23年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 最低賃金の改定については、早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、正規の職員・従業員の賃金水準に見合うものとする。
- 2 神奈川地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。
- 3 総枠としての最低賃金論議においては、生活保護との整合性が明確にされたことから、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう適切な対応を図るとともに、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。
- 4 平成22年に行われた雇用戦略対話の確認に基づき、最低賃金の向上に向けた取組への指導を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣
神奈川労働局長

建築物の天井の耐震規制の強化を求める意見書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、公共施設などの天井が崩落する被害が相次いだ。本市のミューザ川崎シンフォニーホールを始めとして、現在の厳しい耐震基準で設計されている近代的な建物における被害が目立った。

内装材である天井は、構造計算の対象となる壁や柱と異なり法令上の明確な基準はないものの、建築主、設計者等の遵守事項として、建築基準法施行令で「風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない」と定められている。

しかしながら、体育館やホールなど多くの人が集まる施設において、天井の崩落は、大惨事につながることから、天井は、壁や柱などと同様に十分な耐震性能が担保されるべきであり、耐震基準の内容や規制の在り方などの見直しは、急務である。

現在、国土交通省では、天井材の地震被害を踏まえた基準の整備の検討を始めたとのことであるが、内容を十分に耐震に配慮されたものとすることはもちろん、履行の確保も含め、検討に際しては万全を期す必要がある。

よって、国におかれては、建築物の天井の耐震規制について、地震に際し二度と天井崩落の被害が生じないようにするため、法令等を整備し、明確な基準を設けて強化されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

国土交通大臣

公立学校施設等における防災機能の整備の推進を求める意見書

公立学校施設は、大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担っており、今般の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集し、また、発信する拠点になるなど様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。

しかしながら、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫、自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障を来し、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになった。

国は、公立学校施設の耐震化や老朽化対策等については、毎年予算措置等を講ずるなど積極的な推進を図っているが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情である。

よって、国におかれては、災害時に安全で安心な避難生活を提供するため、公立学校施設の耐震化等による安全性能の向上とともに、地域における防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、次の事項を速やかに実施されるよう強く要望するものである。

- 1 公立学校施設を対象として、東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、過去の大規模災害での事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 2 公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方自治体への周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。
- 3 公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。
- 4 公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取組事例を収集し、様々な機会を活用して地方自治体に情報提供すること。
- 5 公立学校施設の防災機能の向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう制度を集約し、窓口を一元化すること。
- 6 私立学校についても、地域における防災機能を担うための方策を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣

陽子線治療に要する費用に公的医療保険の適用を求める意見書

現在、生涯でがんにかかる人の割合は、男女共におよそ 2 人に 1 人となっており、昭和 56 年以降、がんは、日本人の死因順位において、第 1 位を占めている。

がん対策基本法は、こうした状況に歯止めをかけ、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定され、基本理念として、がん患者の立場に立ったがん対策の必要性がうたわれている。

こうした中、がん治療に関して、医療技術は日進月歩で進化しているが、その中でも放射線療法は、有効な治療法として世界的に評価が高まっている。

特に先進医療とされている陽子線治療は、陽子線の特性を利用した新しい治療法で、狙った病巣に集中して照射できることから、正常な細胞に与えるダメージが小さく、副作用も少ない治療法として注目されている。

また、外科的手術等よりも体への負担が少ないため、入院せずに治療できることも特徴であることから、平成 23 年 4 月 1 日現在で全国に 5 箇所しかない実施医療機関の更なる拡充が求められている。

一方で、陽子線治療に要する費用は、約 300 万円と高額であるが、公的医療保険が適用されないため全額が自己負担となっており、患者の経済的負担は著しく重いことから、有効な治療法にもかかわらず、治療を受けることができない患者が増えている。

よって、国におかれては、少なくとも、陽子線治療によらなければ治療が困難な患者については、陽子線治療に要する費用に公的医療保険を適用されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第 8 号

原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換等を求める意見書案の提出
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 23 年 6 月 24 日

川崎市議会議長 大 島 明 様

提出者	川崎市議会議員	竹 間 幸 一
	〃	市 古 映 美
	〃	佐 野 仁 昭
	〃	宮 原 春 夫
	〃	石 田 和 子
	〃	斉 藤 隆 司
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	大 庭 裕 子
	〃	猪 股 美 恵

原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換等を求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、福島第一原子力発電所で炉心溶融するなど、我が国の原子力史上最悪の事故が引き起こされた。

この事故により、放射性物質が拡散し、原子力発電所周辺で生活していた多くの住民が避難を余儀なくされ、更には農水産物の生産及び出荷に影響を与え、地域経済へ重大な被害をもたらすなど、極めて深刻な事態が現在も続いており、我が国だけではなく世界各国の大きな不安となっている。

現在の原子力発電の技術では、膨大な放射性物質を完全に閉じ込めておくことはできず一たび大量の放射性物質が放出されれば、深刻かつ広範な被害が生じ、将来にわたって影響を及ぼすことになり、世界でも有数の地震・津波の頻発国である我が国において原子力発電にエネルギーの多くを頼るべきではない。

一方、ドイツやスイスなど、世界では原子力発電所の廃止を決断する国が増え、太陽光を始め、水力、風力、波力、地熱、バイオマスなど再生可能エネルギーへの転換が急速に図られており、また、神奈川県においても「脱原発」、「太陽光発電の普及によるエネルギー革命」を掲げた新しい知事が誕生したところである。

よって、国におかれては、今回の事故を教訓として、エネルギーを原子力に頼ることによって子孫に不安と危険を残さないため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 定期検査のために運転休止中の原子力発電所の再稼動は、安全対策を実施し、及び地元住民の同意が得られるまで行わないこと。
- 2 今後新たな原子力発電所を建設しないこと。また、現在計画中又は建設中の原子力発電所については、これらの計画又は建設を中止すること。
- 3 エネルギー政策の抜本的転換を図り、再生可能エネルギーの開発及び飛躍的な普及を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

あて

経済産業大臣

環境大臣

原発事故の収束及び再発防止担当大臣

意見書案第 9 号

福島第一原子力発電所事故の収束及び再生可能エネルギーの普及への取組等の強化を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 23 年 6 月 24 日

川崎市議会議長 大 島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅 野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

〃 松 川 正二郎

福島第一原子力発電所事故の収束及び再生可能エネルギーの普及への取組等の強化を求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、地震・津波による人命や建物における被害だけではなく、絶対安全と言われてきた原子力発電所で事故が発生した。

この福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出によって、近隣住民は、避難を余儀なくされ、また、放射性物質の拡散が福島県のみならず関東圏にも及んで農作物や上下水道から放射性物質が検出され、さらに、農作物や観光地などにおける風評被害も発生したところである。

その上、この事故は、いまだ収束のめどが付いておらず、この事故が原因で検出される放射線量については安全とされる基準が定まらないこともあって、特に幼い子どもを持つ親にとって心配な日々が続いており、事故を収束させ、放射能汚染から国民を守ることは、最優先の課題となっている。

一方、今回の事故等による電力不足が報じられており、電力の確保に関し、太陽光、風力等の再生可能エネルギーに注目が集まっているが、地球温暖化の原因である二酸化炭素を排出する化石燃料など将来枯渇すると考えられるエネルギー源からの脱却を原子力以外の方法で図るためにも、太陽光発電等の高効率化・低コスト化を始めとする再生可能エネルギーの研究、開発等を進めることによって、その普及の推進を図ることが強く望まれている。

よって、国におかれては、福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く収束させるとともに、放射能汚染から国民を守る対策、原子力発電所の安全性の確保の徹底及び再生可能エネルギーの普及への取組を強化されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

あて

経済産業大臣

環境大臣

原発事故の収束及び再発防止担当大臣

公共施設への太陽光発電設備設置の補助制度の創設を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成23年6月24日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者	川崎市議会議員	竹 間 幸 一
	〃	市 古 映 美
	〃	佐 野 仁 昭
	〃	宮 原 春 夫
	〃	石 田 和 子
	〃	斉 藤 隆 司
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	大 庭 裕 子
	〃	猪 股 美 恵

公共施設への太陽光発電設備設置の補助制度の創設を求める意見書

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故等により、計画停電が実施され、節電の取組が強められる中、太陽光を始めとする再生可能エネルギーの開発、普及及び利用の促進に国民の関心と要求が高まっており、国及び地方自治体の切迫した課題となっている。

「脱原発」、「太陽光発電の普及」を掲げて誕生した神奈川県の新しい知事は、5月19日の県議会の所信表明でも、改めて「脱原発で太陽光の時代へ」、「神奈川からエネルギー革命を起こす」と宣言し、「太陽光発電を圧倒的な勢いで普及させることにより、電力不足を補っていききたい」と述べた。

一方、本市においては、スクールニューディール構想など国の補助制度も活用して、現在までに市立の小学校30校、中学校12校及び高校1校に太陽光発電設備を設置してきたところである。

このように学校を始めとして市民館、区役所等の公共施設への広範囲にわたる設置は、太陽光発電を圧倒的な勢いでスピード感をもって普及させるためには避けられない課題であるが、現状では依然として市町村の財政負担が重いことから、県からの財政支援が強く求められている。

よって、県におかれては、太陽光発電の普及による「神奈川からのエネルギー革命」を確実に実行するためにも、県内の市町村の学校、市民館、区役所等の公共施設への太陽光発電設備の設置を強力に推進するための補助制度を早急に創設されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 あて